

## 核兵器廃絶と世界の恒久平和へ努力することを求める意見書

ロシアによるウクライナ侵攻から2年余りが経過し、現在もなお紛争の終決が見通せない状態が続いている。更にはイスラエルの報復措置とされるハマスに対するパレスチナ自治区ガザ地区への攻撃も停戦協定締結が難航し、中東地域における更なる紛争要因の火種となっている。また、これらの紛争地域に留まらず、我が国を取り巻く東アジア周辺諸国においても、ロシア、中国の二か国はすでに核兵器を保有しているうえ、北朝鮮にあっては、核開発を完全に諦めた状態ではなく、現在も国連決議を無視してミサイルの発射実験を繰り返し行っている。このように、我々が生活する身近な地域においても、核兵器を既に保有する国や核兵器の開発を進める国による、核兵器使用が現実のものとなり得るという状況下にある。

先の大戦において、人類初の原子爆弾が広島と長崎に投下され、核兵器の脅威と悲惨さを痛感した日本国民にとって、今の状況を到底看過できるものではない。また、本年3月1日は、焼津港所属の第五福竜丸が、マーシャル諸島ビキニ環礁で水爆実験による死の灰を浴び、乗組員23人全員が被爆をした痛ましい事故から70年という節目の年でもある。

他方で、我が国が同盟関係にある国の、いわゆる核の傘に守られているという現実も否定することはできない。

このような観点から、日本政府においては、核拡散防止条約会議の場は勿論のこと、今もなお被爆の後遺症に苦しむ人々やその家族の切実な思いを全世界に伝えるために核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバー参加することも含め、あらゆる角度から、核兵器の脅威や悲惨さ、そして平和の尊さを訴え続けることが使命であり、責務である。

延いては、この地球上からすべての核兵器を廃絶し、そして、すべての地域の紛争を解決し、世界に平和と安定をもたらす恒久平和こそが日本国民のみならず、全世界の人々の悲願であることを念頭に、粘り強く努力していくことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
外務大臣	上川陽子	殿

静岡県菊川市議会  
議長 山下 修